

JAみなみ筑後農業協同組合の居宅介護支援サービスについて(重要事項説明書)

1 事業所の概要

事業所名	JAみなみ筑後ケアプランサービス
所在地	福岡県みやま市高田町原1080-1
事業者指定番号	4078700343
サービス提供地域	大牟田市・みやま市
電話番号/FAX	0944-64-5532 / 0944-22-3880

2 事業所の職員体制等

職 種	業務内容	人 員
管理者 主任介護支援専門員	サービスに対する総合調整	1名(常勤1名)
サービス担当職員他	介護サービスに関する補助	1名(常勤1名、非常勤 名)

3 サービスの特徴

- (1) 運 営 方 針 自立して日常生活を営むことが出来る様に最善の配慮をし、利用者の有する能力に応じた適切なサービスを、総合的かつ効果的に提供します。
- (2) アセスメントの方法 利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決する課題を把握し、地域のサービス体制を勘案して目標及び達成時期・留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
- (3) 研 修 介護支援専門員の資質向上の為に随時研修を行ないます。

4 サービス内容

- (1) 居宅介護計画(ケアプラン)の作成 (2) 要介護認定の申請代行
(3) 給付管理票の作成 (4) その他介護保険法及び関連法に伴う業務

5 営業日・営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日～金曜日までとする。(但し、祝祭日・年末年始を除く。)
(2) 営 業 時 間 午前8時30分～午後5時まで
(3) 電話などにより24時間常時受け付け等が可能な状態とします。

24時間常時受付連絡先	070-7662-6087
-------------	---------------

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

	要介護1・2	要介護3・4・5
介護支援専門員1人当たり 担当数が45人未満	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
介護支援専門員1人当たり 担当数が45人以上60人未満 で40人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040円
介護支援専門員1人当たり 担当数が60人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220円

加算（要介護区分なし）	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合 ・要介護区分が2区分以上変更された場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先の医療機関に対し入院した日のうちに情報提供した場合（Ⅰ）
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先の医療機関に対し入院後2日以内に情報提供した場合（Ⅱ）
退院・退所加算 ※カンファレンスへの参加なし	4,500円（1回連携） 6,000円（2回連携）	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画書を作成した場合。（入院・入所期間中2回を限度）
退院・退所加算 ※カンファレンスへの参加あり	6,000円（1回連携） 7,500円（2回連携） 9,000円（3回連携）	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行いカンファレンスにも参加し居宅サービス計画書を作成した場合（入院期間中3回を限度）
特定事業所加算Ⅰ	5,000円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する事」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算Ⅱ	4,000円	
特定事業所加算Ⅲ	3,000円	
特定事業所加算Ⅳ	1,250円	
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用

		者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の調整をした場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	末期の悪性腫瘍の利用者に対し主治医の助言を得つつ、頻回な訪問により把握した情報を主治医や各事業所へ提供した場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	指定訪問看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合

7 内容及び手続きの説明及び同意

- (1) 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えて頂く事になります。

8 事故発生時の対応方法及び損害賠償

- (1) サービス提供中に利用者の容体の変化や事故発生などあった場合は、事前の打ち合わせに従って主治医、救急隊、親族、居宅サービス事業者、市町村へ連絡するなど必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関名・氏名	
	所在地・電話番号	TEL
ご家族	氏名	
	所在地・電話番号	TEL

(2) サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9 非常災害時の対応

非常災害が発生した場合は、「自然災害・感染症に関する業務継続計画」に基づき、利用者の生命や生活を守るように努めます。また、周知を図る為に定期的に避難訓練等を致します。

10 虐待防止に関する対応

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次のことを行います。

- (1) 虐待防止の為に指針を設け、事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定します。
- (2) 虐待を防止する為、職員に対して定期的な研修を行います。
- (3) サービス提供中に従事者等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。

11 サービスに関する相談・苦情などの対応窓口

(1) サービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応いたします。

主任介護支援専門員	二宮 亮平
対応窓口	電話 (0944) 64-5532 (午前8時30分～午後5時まで) FAX (0944) 22-3880

(2) 公的機関の介護保険相談窓口

所在地	電話番号	FAX番号
大牟田市(大牟田市有明町2-3)	Tel (0944) 41-2222	FAX 41-2552
みやま市(みやま市瀬高町小川5)	Tel (0944) 63-6111	FAX 64-1601
国保連(福岡市博多区吉塚本町13-4)	Tel (092) 642-7859	FAX 642-7857